

「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について（概要）」に関する意見募集に対して寄せられた御意見等について

令和 7 年●月●日

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について（概要）」に関する御意見を令和 7 年 6 月 19 日（木）から令和 7 年 7 月 19 日（土）までの間にホームページを通じて募集した結果、計 26 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見及びそれらに対する考え方についてまとめましたので、下記のとおり公表いたします。取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも移植医療対策行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法

（1）意見募集期間

令和 7 年 6 月 19 日（木）～令和 7 年 7 月 19 日（土）

（2）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）

（3）意見提出方法

郵送、電子政府の総合窓口（e-Gov）

2. 意見募集の結果

意見提出数：26 件（団体：5 件、個人：21 件）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について（概要）」に対する御意見の概要及び寄せられた御意見に対する考え方について

	提出された御意見の概要	提出された御意見に対する考え方
1	臓器別に許可を受けなければならないとするのは不合理であり、同一の者が複数の臓器について許可を受けようとするときは、重複する審査の省略や審査手続の共用化により審査を簡略化できないか。	臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）では、臓器ごとに厚生労働大臣の許可を受けることと定められています。しかしながら、御意見を踏まえ、効率的に許可申請の審査を行うことができるよう、必要な取組を検討してまいります。
2	臓器あっせん機関によってドナー適応や手順が異なると、質の均一化にならず、問題が発生する懸念がある。	臓器のあっせん業のうち、『移植を希望する者の募集及び登録』はこれまで同様に、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（JOT）が行います。その他『臓器の提供者の募集及び登録』については、特定の地域においては、ドナー関連業務実施法人が、業務を引き継いでいただく予定としております。JOTからドナー関連業務実施法人に対して、適切かつ円滑に業務の引継ぎがなされるよう、厚生労働省としても必要な支援を行ってまいります。
3	通知改正の概要では、ドナー候補者の感染症検査・HLA（ヒト白血球抗原）タイピングの実施について臓器のあっせん業の一部と示されている。移植における検査は長年の経験と知識をもとに築かれたもので、24時間365日にわたっての不断なる検査体制マンパワーの確立は言うまでもなく、いつでも正確に結果を出すことのできる科学的な緻密性も必要とされる。手術手技はさることながらこういった移植免疫における検査体制が大きくその後の移植臓器の成績を左右するため、あっせん機関が付け焼刃で行うものではなくしっかりした検	検査体制については、現在、JOTの移植検査委員会において、検査センターの体制確認や技術的事項に関する決定が行われていると承知しています。 この点について今後も変更はなく、JOTが定める検査基準を満たしていただく必要があります。

	査体制とすべきである。	
4	院内ドナーコーディネーターが、脳死判定の同意取得、家族説明をすることについて、同意を取得する方向にバイアスが係る可能性があり、これまでの任意性が損なわれる恐れがある。なお、業務の実施過程でJOTコーディネーター等が関与する体制としているが、関与する体制が何かの説明が不十分である。業務の実施過程という現場での短時間の打ち合わせにJOTのコーディネーターが同席したり、職員から聞き取りをする程度の脆弱な対応では、「第三者性」というものも担保できないのではないかと考える。また、患者が救急搬送され、主に集中治療室に入室したとすると、医療機関における第三者性を担保するには、救急及び集中治療に携わる医療従事者は、ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得はできないものと考えるので、救急及び集中治療とは普段業務で関わりのない部署に所属する職員が、ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得等を行うべきである。	臓器あっせん機関の業務の一部を、認定を受けた院内ドナーコーディネーターが実施するにあたり、業務の独立性（第三者性の担保）を確保することは極めて重要です。現状においても、JOTコーディネーターが同意取得や家族説明を行う際に、院内ドナーコーディネーターが同席することがありますが、任意性が損なわれないよう配慮が行われています。 今後新たに臓器提供施設の院内ドナーコーディネーター臓器のあっせん業にかかる業務を行う場合は、ご指摘を踏まえ、ドナー関連業務実施法人に所属する臓器移植コーディネーター、JOTコーディネーター、JOT又はドナー関連業務実施法人から委嘱を受けた都道府県臓器移植コーディネーターが、「ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得」の場に立ち会うことを必須とし、加えて、患者家族が、臓器提供施設以外に相談できる窓口等を設けることにより、第三者性を担保してまいります。

5	臓器提供については、倫理的な問題からどのように家族に伝えるかが難しく、JOTドナーコーディネーターは家族の心情を考えながらとてもストレス度の高いプロセスを進めている。誰もができる仕事ではなく、ドナーコーディネーターの人間性、感性等が統合され、初めて家族からの信頼を得て臓器提供につながる。誰もができる仕事ではない。	関係団体等が実施するコーディネーター養成研修において、①コーディネーションや家族の意思決定支援等に関する知識の習得、②ロールプレイ等での家族面談の実践に加え、③実際の臓器提供現場での主体的な経験（On the job training等）等を経て高い専門性を獲得していると認められる者を「認定ドナーコーディネーター」として、ドナー関連業務実施医療機関における「ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得」を実施できることとしています。 なお、いずれの臓器提供施設においても、院内ドナーコーディネーターがドナー候補者への説明及び同意の取得等に係る業務を行うことを義務とするものではなく、臓器提供施設が希望する場合には、臓器移植法第12条第1項による大臣の許可を受けることにより、可能とするものです。
6	「ドナー関連業務実施法人」について、ドナー関連業務の全部又は一部を業として行う者とあるが、「一部の業務」だけでなく、全部を業として行うものに変更すべきではないか。	現状、眼球以外の臓器に関してはJOTのみがあっせん事業の許可を受けている状況の中、JOTに業務が集中しています。臓器移植を効率的に発展させるため、『臓器の提供者の募集及び登録』に係る業務については、JOTからドナー関連業務実施法人へ業務移行することを予定しています。これらの引き継ぎを確実にを行うために慎重に業務移行を行うため、申請時点において、「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について（概要）の（1）のアの④から⑦までのいずれか又は（1）のウの①又は②の業務を実施できない場合には、提出された計画書等により可及的速やかに実施

		可能となる体制を整備することが確認できることを条件とした上で、臓器あっせん業を許可することとしています。
7	「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について（概要）」の（２）ア③のうち、「（１）のアの全ての業務を実施可能な臓器提供に携わるコーディネーターを、臓器提供の提供見込みに対応できる体制となっていること。」とあるが、コーディネーターをどうするのか文面からは読み取れず、「コーディネーターを、体制となっていること」では説明不足であり、説明の補充が必要と思う。	御指摘のとおりと存じますので、「所管する地域において見込まれる臓器提供事例数に対応できるように、（１）のアの全ての業務が実施可能な臓器提供に携わるコーディネーターを配置すること。」としました。
8	JOTが実施している臓器のあっせん業務のうち、ドナー関連業務を切り出して実施する法人を各地域に複数設置するとのことだが、JOTへの業務集中に対応できるようなJOT又は都道府県臓器移植推進組織の体制強化（コーディネーターの増員等）を図る方が、時間も係らず、経費も少なくて済むのではないか。また、JOTより機能が揃っていない法人を各地に配置することは、非効率であり、不足した機能をJOTが担うことになれば、JOTの業務の軽減にならないと考える。	現在、眼球以外の臓器に関してはJOTのみがあっせん事業の許可を受けている状況の中、JOTに業務が集中し、臓器提供に関する説明を希望する全国の患者の家族や臓器提供施設の意向に対して、物理的距離が離れており複数事例の同時対応が困難なこと等から迅速に対応することができない事例がみられます。 今後の臓器移植医療の推進に伴う臓器提供者数の増加に対応していくために、臓器移植法成立から30年近く経過する中で地域において育成されてきた地域の人的資源等を活用することで、効率的に業務を進めることが期待されます。また、厚生労働省としても、JOTからドナー関連業務実施法人へ円滑に業務が移行されるように必要な対応を行ってまいります。

9	「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について（概要）」の（１）アについて、「臓器の提供者の募集及び登録」とあるが、「募集」とは、「広く呼び掛けて、人や物を集めること。」と定義され、「臓器の提供者の募集」という文言は、「臓器の提供者を集める」とことと解釈される懸念がある。文言として不適切であると考え、適切な文言に改める必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、「臓器のあっせんのうち、臓器の提供者に関する業務」としました。
10	ドナー関連業務実施法人の設立について、移植医療は極めて公益性の高い事業であることから、営利を目的としない公益法人であることは理解するが、収益事業が無く、JOTと同様に人員・収益面で立ちゆかなくなる可能性があり、申請する法人も限定されてしまう。公益性を担保しつつも、運営が成り立つような方策を検討するべきである。	臓器あっせん機関に所属するコーディネーターの人件費や臓器あっせんに係るシステム整備費等のあっせん業に係る費用については、「臓器移植対策事業費補助金」により国庫補助を行っており、令和7年度以降は、設立されたドナー関連業務実施法人に対しても国庫補助を行う予定としております。 国庫補助の実施等も含めて、設立された法人の運営が十分に成り立つために、収益面において持続可能性が担保される制度設計等を行ってまいります。
11	「コーディネーター」という表記の場合、レシピエント移植コーディネーターや造血幹細胞移植コーディネーター、治験コーディネーターなど、医療に関するコーディネーターだけでも様々なので、区別することが難しく、役割毎に区別して正式名称で記載すべきではないか。	「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案において、「コーディネーター」は「臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者」と定義し、造血幹細胞移植コーディネーターや治験コーディネーターとは異なるコーディネーターである旨明記します。
12	改正案において、「臓器搬送」にかかる役割が不明確ではないか。	臓器摘出チームの派遣調整及び連絡調整や臓器搬送経路の策定に関する業務については、引き続きJOTが全国規模で

		対応しつつ、ドナー関連業務実施法人等が各地域において臓器摘出チームの受入調整及び連絡調整や臓器搬送経路の策定に関する業務を担うことを想定しています。
13	都道府県臓器移植コーディネーターの必要性、新たな臓器あっせん機関等のコーディネーターや院内コーディネーターとの役割分担、処遇等の検討・説明がなされていない。	「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）及び臓器移植法施行規則（平成9年厚生省令第78号。）の施行に当たり、臓器移植法第12条に規定する業として移植術に使用されるための臓器を提供すること又はその提供を受けることのあっせんの許可等に関する事項について定めているものであり、各組織の臓器移植コーディネーターの役割分担や処遇等については各組織において定められるものと承知しております。
14	「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について、一方的な変更としてではなく、JOTや関係機関との十分な協議を経て、策定するべきである。	「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案については、移植医療に関する有識者を含めて、各分野に精通した有識者から構成される厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、妥当性等を御審議いただいております。 また、当該改正案については、JOTとも協議しております。
15	前々回の厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、ドナー家族のご遺族の方から「家族の脳死という深い悲しみに寄り添っていた院内ドナーコーディネーターが、臓器提供に関する説明および同意取得を担うことには違和感があり、第三者が実施すべきではな	院内ドナーコーディネーターが中心となってドナー候補者の家族への説明および同意取得を行う体制については、実際に臓器提供を行っている医療機関から、JOTの負担軽減策の一つであること、また家族に寄り添ってきた流れで臓器提供に関する説明及び同意取得を行うこと

	いか」との意見があった。現在院内ドナーコーディネーターとして任用されている職員の多くは、他業務との兼任で従事しており、「当院で最善の医療を行ったが救えなかった」患者のご家族に深く寄り添いながら、臓器提供の意思決定を支援するという立場にある。議論している院内ドナーコーディネーターによる説明および同意取得については、希望する院内ドナーコーディネーターは存在せず、現場での実現性に課題がある。	が手続上自然な流れであるとの要望があったことを踏まえて、検討しております。
16	ドナー関連業務実施法人以外の医療機関で、ドナー候補者が出た場合、当該医療機関の最初の連絡先はどうなるのか。また、現在、都道府県において院内ドナーコーディネーターの認定（登録）制度を設けている場合、当該制度の今後の取扱いとして、どのようにお考えか。	ドナー候補者発生時の一報先については、ドナー関連業務実施法人が管轄する地域における臓器提供施設におかれては当該ドナー関連業務実施法人に対して一報し、ドナー関連業務実施法人が無い地域の臓器提供施設におかれては引き続きJOTに対して一報されることを想定しております。なお、都道府県において院内ドナーコーディネーターの認定（登録）制度を設けている場合において、その取扱いの変更を求めることは現段階において想定しておりません。

他、通知改正に関連しない、臓器移植医療に関する御意見を頂きました。

4. 改正通知の発出について

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において報告後、改正通知の発出を行います。

「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

1. 改正の趣旨

- 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第12条に規定する業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのあっせん（以下「業として行う臓器のあっせん」という。）の許可に関する事項については、「臓器のあっせん業の許可等について」（平成9年10月13日付け厚生省健医発第1353号厚生省保健医療局長通知。以下「通知」という。）において示している。
- 今般、令和6年12月5日の厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「臓器移植委員会」という。）において、今後の臓器提供の増加に対応するため、臓器あっせん機関については、臓器提供に係るプロセスを地域において円滑に進め、かつ、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）への業務集中の軽減等の観点から、JOTが実施している臓器のあっせん業務のうち、ドナー関連業務を切り出して実施する法人を各地域に複数設置することとされた。また、ドナー候補者の家族への説明や臓器提供に同意する場合の同意書の取得等を円滑に進めていくため、臓器提供施設に所属する院内ドナーコーディネーターが中心となって、ドナー候補者の家族への説明や同意取得などの一部のドナー関連業務は実施することができるようになることとされた。
- 臓器移植委員会での議論を踏まえ、業として行う臓器のあっせんの許可に関する事項について、以下のとおり通知の改正を行うこととする。

1. 改正の概要

（1）臓器のあっせん業等の定義について

- 臓器（眼球を除く。（1）において同じ。）のあっせんには以下の業務が含まれることを明確化することとする。
 - ア 臓器の提供者（以下「ドナー」という。）の募集及び登録
 - ① ドナー候補者の情報の取得
 - ② ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得
 - ③ 臓器提供に関わる他機関のコーディネーター（臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者をいう。）への支援・連携
 - ④ ドナー候補者の感染症検査・HLA（ヒト白血球抗原）タイピングの実施（検査センターへの委託を含む。）
 - ⑤ 臓器摘出術の管理（臓器摘出術の記録を含む。）
 - ⑥ 臓器摘出チームの派遣調整及び連絡調整
 - ⑦ 地域の臓器搬送経路の策定
 - ⑧ 臓器提供者の家族及び遺族の心理的ケアの実施

⑨ その他臓器の提供者の募集及び登録に関する業務

イ 移植を希望する者（以下「レシピエント」という。）の募集及び登録

- ① レシピエントの募集及び登録・医療情報の管理
- ② ドナー発生時のレシピエント候補者の選定及び優先順位の策定
- ③ リンパ球交叉試験を含む移植実施に必要な組織適合性検査の実施（検査センターへの委託を含む。）
- ④ 移植実施施設への移植実施の有無の打診
- ⑤ その他レシピエントの募集及び登録に関する業務

ウ ドナー、臓器提供施設、移植実施施設等との間の連絡調整活動

- ① 臓器摘出チームの派遣調整及び連絡調整
- ② 広域的な臓器搬送経路の策定
- ③ その他あっせんに係る連絡調整活動に関する業務

○ 臓器あっせん機関等について、以下の定義とすることとする。

- ・ 「臓器あっせん機関」とは、臓器のあっせん業に係る法第12条第1項の許可を受けた者をいう。
- ・ 「ドナー関連業務実施法人」とは、臓器あっせん機関のうち、ドナー関連業務（上記ア及びウに掲げる業務をいう。以下同じ。）の全部又は一部を業として行う者をいうこと。
- ・ 「ドナー関連業務実施医療機関」とは、臓器あっせん機関のうち、臓器提供施設に所属又は当該臓器提供施設と平時から支援体制を構築している医療機関に所属する職員が、当該臓器提供施設又は当該医療機関において、臓器のあっせん業に関する第三者性を担保した上で、上記アの①から③まで、⑤及び⑧の全部又は一部を業として行う医療機関をいうこと。（臓器のあっせん業に関する第三者性とは、業務の実施過程において、JOTコーディネーター、JOTから委嘱を受けた都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）又はドナー関連業務実施法人に所属する臓器移植コーディネーターが関与する体制となっていることをいう）
- ・ 「マッチング関連業務実施法人」とは、臓器あっせん機関のうち、マッチング関連業務（上記イ及びウに掲げる業務をいう。以下同じ。）の全部又は一部を業として行う者をいうこと。
- ・ 「臓器のあっせん手数料」とは、交通、通信又は移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用その他の移植術に使用するための臓器のあっせんに関して通常必要であると認められる費用をいうこと。

（２）臓器のあっせん業に係る許可について

- ① 臓器のあっせん業に係る法第12条第1項の許可は、臓器の別ごとに行うこととする。
- ② 臓器のあっせん業の許可申請は、許可申請書及び必要書類を厚生労働大臣に提出する方法により行うこととする。
- ③ 厚生労働大臣は、臓器のあっせん業の許可申請を行った者が臓器のあっせん業を行うことについて下記の基準に沿って審査を行うこととする。許可申請の審査に当たり、厚生労働大臣は必要に応じて臓器移植に関する有識者等から意見を得ることとする。

- ④ 臓器の移植に関する法律施行規則（平成９年厚生省令第 78 号）第 12 条の規定に基づき、臓器のあっせん手数料等の負担を移植実施施設又は登録患者に求めることができ、臓器のあっせん手数料等の額を定めたときは、厚生労働大臣に届け出ることとする。
- ⑤ 臓器のあっせんを行う事務所の所在地等を変更したときは速やかに厚生労働大臣に届け出ることとする。
- ⑥ ドナー関連業務実施法人又はマッチング関連業務実施法人は、業務の全部又は一部の実施を行わないこととするときは、業務の全部又は一部の実施を行わないこととする日の６ヶ月前までに厚生労働大臣に報告することとする。

ア 審査基準（ただし、ドナー関連業務実施医療機関の審査基準は後述のイのとおり。）

① 業務内容

- ・ ドナー関連業務実施法人にあっては、（１）のア及びウの全ての業務を実施できることが確認できること。ただし、申請時点において、（１）のアの④から⑦までのいずれか又は（１）のウの①又は②の業務を実施できない場合には、提出された計画書等により可及的速やかに実施可能となる体制を整備することが確認できること。
- ・ ドナー関連業務実施法人にあっては、業務を行う都道府県が確認できること。
- ・ マッチング関連業務実施法人にあっては、（１）のイ及びウの業務の全てを実施できること。

② 組織体制

- ・ 営利を目的としない法人であること。
- ・ 臓器提供に関連する事業方針を助言する諮問委員会（脳死判定・組織適合性検査・移植医療の有識者、市民等で構成）を設置していること。
- ・ 公益法人であることが望ましいこと。
- ・ 外部の理事・監事を設置していることが望ましいこと。

③ 人員体制等

- ・ あっせん業務の遂行に必要な人員及び設備を有すること。
- ・ 臓器提供に携わるコーディネーター、移植医療に関する知見を有する者（メディカルコンサルタント等）、コーディネーターの教育担当者及び所管する地域の臓器提供施設開発担当者等を有すること。
- ・ （１）のアの全ての業務を実施可能な臓器提供に携わるコーディネーターを、臓器の提供見込み数に対応できる体制となっていること。
- ・ 上記コーディネーターは、ＪＯＴネットワーク又はドナー関連業務実施法人等が行う研修を受講し、ＪＯＴ又はドナー関連業務実施法人等から当該能力を有していると認められていること。

④ 財政及び会計

- ・ 基本財産からの果実、会費、寄附金等の確実な収入により業務の安定的な継続が可能であること。
- ・ 臓器のあっせんに関する会計（移植実施施設又は登録患者への費用負担額等を含

む。)は、他の会計と明確に区分し、他の会計への繰り出しを行わないこと。

⑤ その他

- ・ 臓器のあっせん料金は、原則として無料とすること。ただし、交通、通信又は移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移植又は移植術等に要する実費を徴収することは差し支えないこと。徴収する費用の算定根拠等について、明確にすること。
- ・ イスタンブール宣言等に基づき、国内の移植医療推進に努めること。
- ・ 定期的に厚生労働省と意見交換を行うこと。
- ・ 「ヘルシンキ宣言」、「人間を対象とする健康関連研究の国際的倫理指針」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に基づき情報セキュリティ指針が策定されていること。
- ・ 少なくとも1年に一回、所管する地域の臓器提供施設に対して普及啓発事業もしくは教育研修事業を含む体系的な取り組みを実施すること。
- ・ 自法人が関与した臓器提供の業務に関して、透明性・蓋然性を評価するシステムを導入していること。
- ・ 法人の職員は職務上知り得るドナーの個人情報に関して、法に基づく秘密保持義務を有すること。

イ ドナー関連業務実施医療機関の審査基準

- ① 「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙）第4に規定する事項を全て満たす施設であって、脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な医療機関又は当該医療機関と平時から支援体制を構築している医療機関であること。
- ② （１）のアの①及び②は、①の医療機関に所属する職員であって、JOT又はドナー関連業務実施法人等が行うドナー関連業務に関する研修を修了し、JOT又はドナー関連業務実施法人等から当該能力を有していると認められている者が①の医療機関内において行うこと。

（３）厚生労働大臣の報告徴収等

- 厚生労働大臣は、法第15条第1項の規定に基づき、臓器あっせん機関に対し、1年に一度及び厚生労働大臣が必要と認めるときは、業務実施状況の報告を求めることとする。ただし、ドナー関連業務実施医療機関については、厚生労働大臣が必要と認めるときは、業務実施状況の報告を求めることとする。
- 厚生労働大臣は、法第15条第1項の規定に基づき、臓器あっせん機関に対し、定期的及び厚生労働大臣が必要と認めるときは、臓器あっせん機関の事務所への立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査、関係者への質問を行うこととする。ただし、ドナー関連業務実施医療機関については、厚生労働大臣が必要と認めるときに行うこととする。
- 厚生労働大臣は、報告徴収等の結果を踏まえ、必要に応じて臓器移植に関する有識者等から意見を得た上で、法第16条の規定に基づき、臓器あっせん機関の業務に関し必要な指示を行うことができることとする。

- 厚生労働大臣は、臓器あっせん機関が業務に関する指示に従わないときは、法第 17 条の規定に基づき、臓器あっせん業の許可を取り消すことができることとする。

(4) その他

- 通知に基づき臓器のあっせん業の許可を受けた機関については、改正後の通知に基づき臓器のあっせん業の許可を受けたものとみなすこととする。
- (2) の②から⑥までは、眼球のあっせん業（移植術の実施のために必要な眼球が眼球提供施設から移植実施施設に安全かつ迅速にもたらされるように、眼球提供施設と移植実施施設の間であって、必要な媒介的活動を反復継続して行うことをいう。）について適用することとする。
- その他所要の改正を行う。

2. 施行日

令和 7 年 8 月上旬（予定）